

# 養父市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和8年3月24日

養父市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

養父市では、人口減少と農業従事者の高齢化、獣害の発生、近年の風水害の多発に加え、肥料・燃料資材等の高騰による農家の営農意欲の減退、遊休農地の増大が懸念されている。このことが農業振興を図るうえで障害をもたらし、周辺農地への影響だけでなく、農村集落における景観保全、洪水防止等の多面的機能の維持・保全にも影響を及ぼしつつある。これらの実態に応じた取り組みを推進し、持続可能な農業・農村対策の強化を図ることが求められている。

このため、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）以下、「基盤強化法」という。）が改正され、農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を、市内に農地がある全地域において農業者等の協議を踏まえ、農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定める計画を策定することとされた。今後は策定された地域計画の実現及びブラッシュアップの支援を行い、地域計画の実現に向けて推進していく。

養父市農業委員会では、地域の強みを活かしながら農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する成果の公表方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は養父市農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、年度ごとに定める「最適化活動の目標の設定等」により公表する。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	1, 470ha	53.6ha	3.6%
3年後の目標 (令和11年3月)	1, 450ha	45ha	3.1%
目 標 (令和14年3月)	1, 430ha	30ha	2.1%

#### 【目標設定の考え方】

注： 遊休農地の発生抑制と解消に努め、目標最終年度の令和13年度までに遊休農地の割合を2%程度までに抑えることを目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制及び班編成による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、委員活動の日常的業務の中で実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、地域計画のとの整合性を踏まえ速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、策定された地域計画の地域とも連携し農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消に関する達成状況の公表、評価について

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況の達成状況は、遊休農地の割合により判断する。単年度の達成状況は、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」に基づき実施する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和8年3月)	1, 470 ha	238 ha	16.2%
3年後の目標 (令和11年3月)	1, 450 ha	300 ha	20.7%
目 標 (令和14年3月)	1, 430 ha	408 ha	28.5%

【目標設定の考え方】

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年11月）」（以下「基本構想」という。）において、農地利用の目標を参考に実現可能な目標として28.5%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、策定された地域計画の実現と計画のブラッシュアップを図り担い手農業者、自作農家の意思と地域の資源に照らした「地域計画」の実現に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理事業の活用を促すなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け

手がない地域では、農地中間管理機構、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度等を活用し、農地の保全に取り組むとともに集落営農、企業等の新規参入の受入れを推進するなど、地域の状況に対応した取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の達成状況の公表、評価について

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の担い手への集積率を達成状況とし、公表する。

単年度については、「農業委員会の農地利用の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により実施する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人)	新規参入者数 (法人)
現 状 (令和 8 年 3 月)	1 経営体	4 経営体
3 年後の目標 (令和 11 年 3 月)	3 経営体	5 経営体
目 標 (令和 14 年 3 月)	6 経営体	6 経営体

【目標設定の考え方】

「市の基本構想」における担い手農家の目標を参考に新規参入の目標を定める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 南但地域農業後継者育成対策協議会や市と連携し、新規就農者募集等を実施する。募集の方法として、関係機関と連携し、募集チラシをホームページ等に掲載する等広く募集を行ない、農地等の斡旋活動も実施す

る。また、就農相談会等に積極的に参加することで情報の収集に努め新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業との連携について

国家戦略特区法の地域指定以降、民間企業等が参入していることから、その民間企業のネットワークを活かし、積極的に新規参入の促進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、支援者の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の達成状況の方法、評価について

新規参入の進捗は、新規参入者の数により達成状況を公表する。

単年度については「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実務状況の公表」により実施する。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、養父市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け活動と農地相談活動
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力